

(8) 学校いじめ防止基本方針

矢吹町立善郷小学校

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

2 学校及び学校の教職員の責務

・基本理念にのっとり、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体で、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。（いじめ防止対策推進法第8条より）

3 学校が講ずる基本的施策

① 学校におけるいじめの防止（いじめ防止対策推進法第15条より）

- ・道徳教育・体験活動等の充実
- ・児童が自主的に行う者に対する支援
- ・児童、保護者、教職員への啓発

② いじめの早期発見のための措置（いじめ防止対策推進法第16条より）

- ・いじめを早期に発見するための定期的な調査
- ・いじめの相談を行うことができる体制整備

③ いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上

（いじめ防止対策推進法第18条より）

- ・いじめに関する校内研修の実施

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

（いじめ防止対策推進法第19条より）

4 いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法第22条より）

名称 : 善郷小学校いじめ防止対策委員会

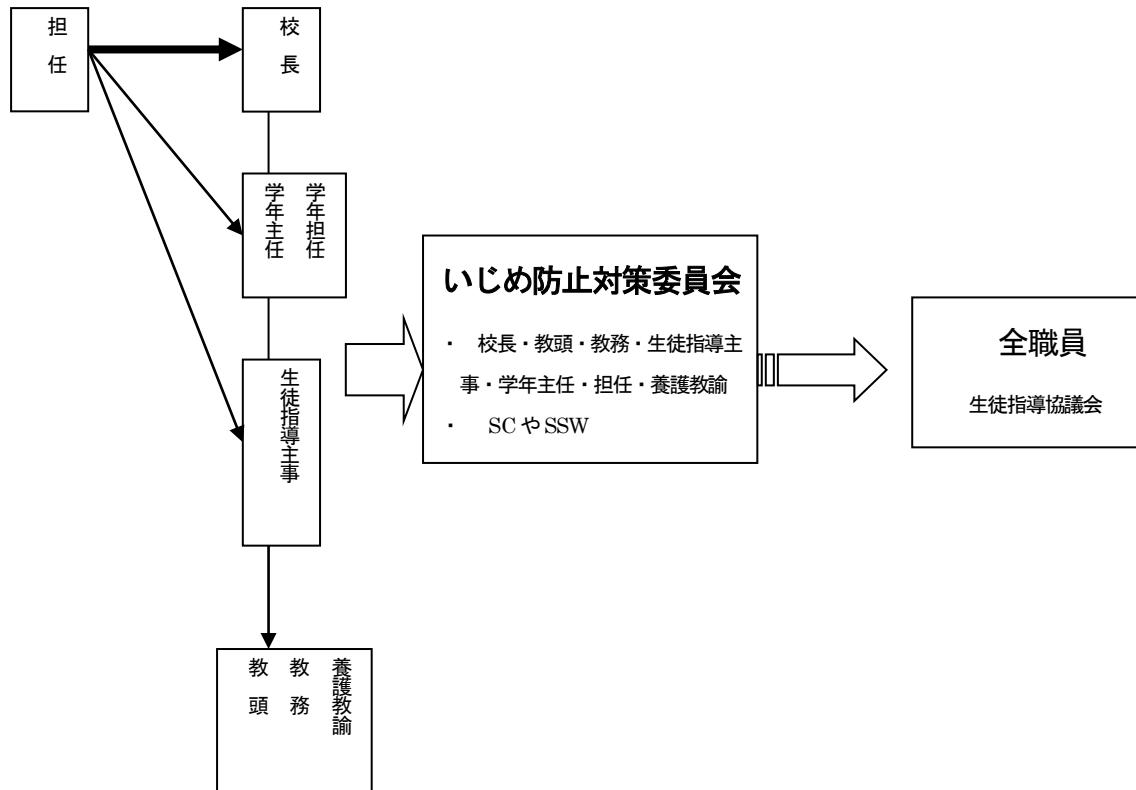
メンバー : 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任
S C、SSW

5 いじめに対する具体的な方策

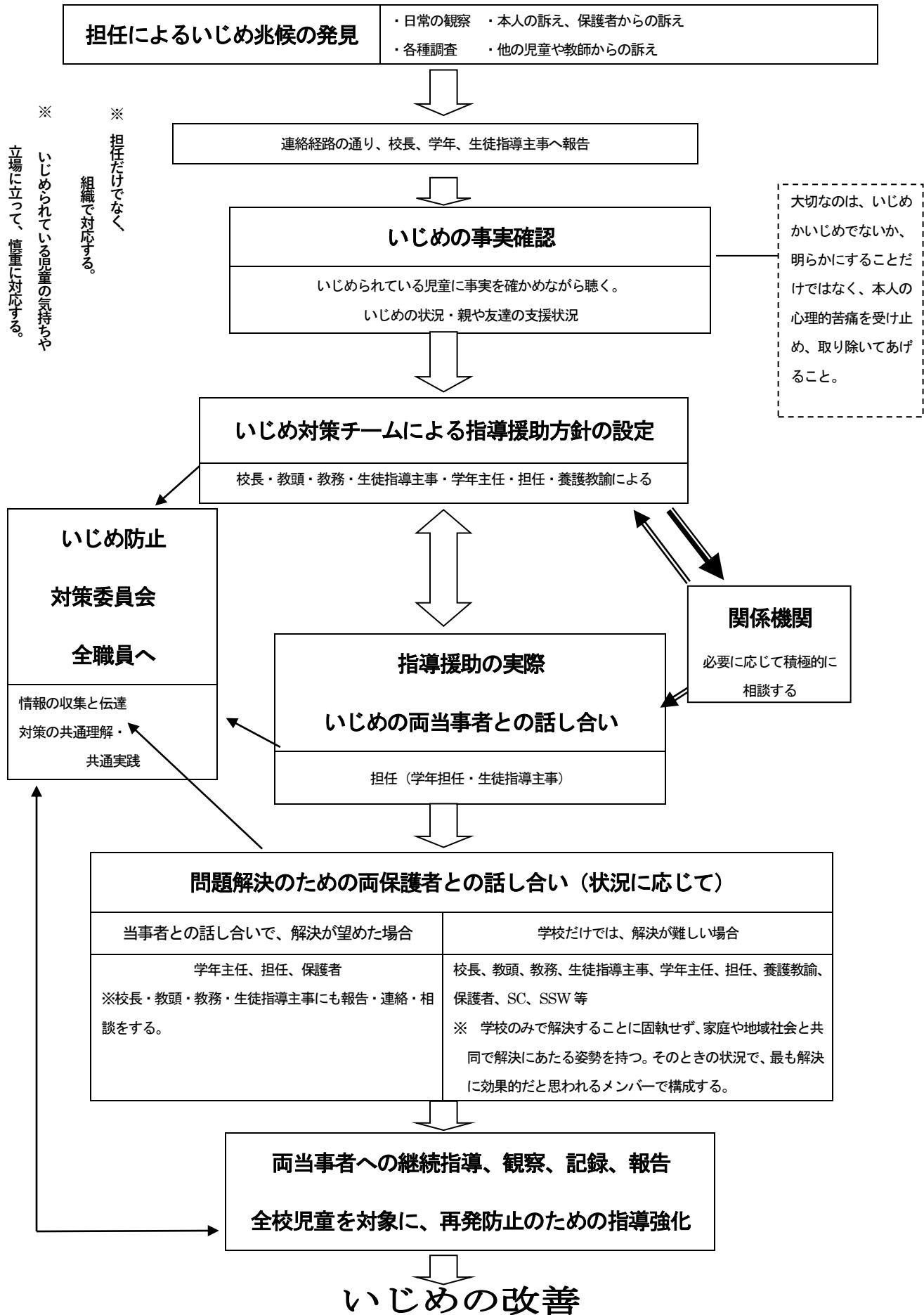
学校として	<p>① <u>生徒指導の機能を生かした教育活動</u>を推進していく。</p> <p>② いじめは存在するという認識を持って、<u>いじめの実態把握</u>のためのアンケート調査を行う。(7月実施予定)</p> <p>③ 生徒指導協議会や事例研究を通して、いじめの予防指導を共通理解し、組織を生かした全職員による<u>指導協力体制</u>を確立していく。</p> <p>④ <u>休み時間や放課後の時間</u>における指導方法の改善を図る。(いじめの多くは、学校内で起こり、休み時間の指導が行き届いている学校ではいじめが少ない。)</p> <p>⑤ すぐに相談しあえるように、<u>保護者や地域との信頼関係</u>を築く。</p>
学級として	<p>① <u>授業の質的向上</u>に努める。 (分かりやすく楽しい授業、成就感の時間、学力不振児への補充指導)</p> <p>② 児童の模範として、<u>教師自ら</u>が児童に対して温かい態度で接する。</p> <p>③ 互いの個性を認め合う温かい<u>人間関係作り・学級作り</u>に努める。</p> <p>④ 一貫して「<u>いじめは絶対に許さない</u>」という強いメッセージを送り続ける。さらに、いじめ防止のための明確な<u>ルール作り</u>を行う。 ・私たちはいじめをしない ・いじめられている子がいたら助ける ・仲間外れになりそうな子がいたら仲間に入れる</p> <p>⑤ いじめの問題を取り上げ、学級活動等で継続的に<u>話し合う</u>。</p> <p>⑥ 児童の<u>人間関係を把握</u>する。(日常観察、情報収集、交友関係調査)</p>

○ いじめ発生時の対応

※ 連絡経路（校内）



※ 指導援助体制



※ いじめの早期発見のためのチェック項目

(いじめられたのサイン)

- 成績が急に下がる。
- おどおど、ほんやり、険しい表情、無表情など、快活さとは程遠くなる。
- 給食を残しがちになる。
- クラブや委員会・係活動などへ消極的になる。
- 休み時間に教室を出ようとしない。
- 休み時間に一人でいることが多い。
- たびたび職員室にやってくる。
- 表情がさえず、ふさぎ込む。
- 体の不調を訴え、保健室に行こうとする。
- 爪噛み、身体のかきむしりなど「神経性習癖」とよばれるものがひどくなる。
- 教師のそばを離れない。
- 教科書やノート、上履きなどがよく無くなる。
- 欠席、遅刻、早退が増える。

(学級の中のいじめのサイン)

- ある子の名前だけが冷やかしでよくあがる。
- ある子の名前の落書きが多い。
- 机の間を歩くとき、そばの子がわざと身体を避ける。
- 学級の視線が、ある子にいつも集中する。
- 目配せなどで表面下のやり取りが交わされる。
- 清掃のとき、ある子だけが大変な役を担わされている。
- ある子のミスに、方々からきつい言葉が飛んでくる。

(サインに気づいたとき)

- ① 当事者に関するその他の情報のチェック
 - ・ 気になる現象を箇条書きにあげてみる。
 - ・ いじめられていると思われる子どもの、成績の変化、答案用紙、作文、絵画や作品などを改めて見てみる。
 - ・ 同様に、いじめる側の子どもたちも調べる。
 - ・ 場合によっては、中立的立場の子どもから情報を得る。
- ② いじめられていると思われる児童との個別的な面談
 - ・ 他の子に気づかれないように声をかけ、面談を配慮・工夫する。
 - ・ 素直に「いじめられているのではないかと心配している」ことを伝えるのもよい。どこかで先生が見守ってくれた、ということが心の支えになる。
 - ・ いじめられていることを認めたがらないときには、「いじめは絶対にあってはならないと思っている。先生に何か伝えたいことがあったら、いつでも話してね。」とこちらの姿勢だけでも伝えておく。

6 いじめに対する措置（いじめ防止対策推進法第23条より）

- ① いじめの事実があると思われるときは、在籍する学校へ通報し、適切な措置をとる。
- ② いじめが疑われる報告を受けたときや、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を学校の設置者に報告する。
- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者の支援や、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を行う。
- ④ いじめの事案に係る情報を共有する。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、警察と連携して対処する。

7 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条より）

- ① 重大事態とは下記のような場合をいう。
 - ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・いじめにより児童が相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ② 重大事態に対しては下記のように対応する。
 - ・重大事態の発生を教育委員会に報告する。
 - ・学校に重大事態調査組織を設置する。（いじめ防止対策委員会）
 - ・事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・いじめを受けた児童及び保護者へ適切な情報提供を行う。
 - ・調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・調査結果を踏まえて必要な措置をとる。
 - ・再発防止に向けた取り組みの検証を行う。

8 学校の取り組みに対する検証・見直し

- ① 学校のいじめ防止基本方針をはじめとする取り組みについては、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- ② いじめ防止に関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価、及び保護者への学校評価アンケートを実施（12月）し、いじめ防止対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

9 年間計画

<4月>

- ・学校いじめ基本方針の確認と保護者への説明
- ・相談室やスクールカウンセラーの児童・保護者への周知
- ・学級開き

<5月>

- ・いじめ防止研修

<6月>

- ・情報モラル指導
- ・「心のアンケート」の実施
- ・学校評議員への授業公開

<7月・8月>

- ・夏休みの巡回指導

<9月>

- ・「心のアンケート」の実施

<10月>

- ・生徒指導研修

<12月>

- ・個別懇談
- ・学校評価アンケート

<1月>

- ・「心のアンケート」の実施
- ・教員自己評価

<3月>

- ・学校評価の結果を検証しての基本方針の見直し

10 その他

- ① いじめ防止に関する校内研修を実施し、児童理解やいじめに関する教職員の資質向上に努める。
- ② 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- ③ 職員会議では、必ず生徒指導に関する情報交換を行い、いじめに関する情報共有を図る。
- ④ 「生活アンケート」の結果については、いじめの件数及び児童への対応を「学校だより（善郷）」で保護者へ報告する。

